

【2019年11月7日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／定例第110-1号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲▲

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2回に分けてお送りします。

目次

1. 「管理職向け職場のリスクマネジメント力向上セミナー」の参加者募集！
(参加無料) ～全国6都市で開催します～
2. 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を全国6都市で開催します
(参加無料)
3. 「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！(参加無料)
～全国47都道府県で開催しています～
4. 労働条件をめぐる悩み不安・相談は「労働条件相談ほっとライン」へ
～平日夜間・土日祝日に、無料の電話相談を実施中(9言語で対応)～
5. 新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？
～労働に関するセミナーや専門家が個別訪問・支援を行います(無料)～
6. 「両立支援等助成金」で、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を応援します！
7. 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です
8. 「働き方・休み方改革シンポジウム」の参加者募集中！(参加無料)
9. 「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」の参加者募集中！(参加無料)
10. 「イクメン企業アワード2019」・「イクボスアワード2019」の受賞企業・受賞者を決定しました ～11月15日開催の「イクメン推進シンポジウム」で表彰～

【トピック1】「管理職向け職場のリスクマネジメント力向上セミナー」の参加者募集！(参加無料) ～全国6都市で開催します～

多くの企業でセクハラ、パワハラ、コンプライアンス違反などに端を発する不祥事が明らかになり、労働・職場環境の悪化や企業の生産性に悪影響を与える場面が生じています。厚生労働省では、こうしたトラブルを減少させるために、現場管理

職の危機管理を含めたマネージメント力向上を図る「管理職向け職場のリスクマネージメント力向上セミナー」を、札幌、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の6都市で開催します。

このセミナーでは、職場でトラブルが起こりやすい「労働時間管理」「職場のコミュニケーション」「安全衛生・心身の健康管理」「人為的ミス・顧客対応」などのリスクを予防するための基本手順の解説や、自社の職場におけるリスクの洗い出しとその対策の検討を事例紹介や演習を通して行います。

経営者層や現場管理職、人事労務ご担当者をはじめとする、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

東京	11月28日(木)	PwC コンサルティング合同会社大手町オフィス
大阪	11月29日(金)	PwC コンサルティング合同会社大阪オフィス
広島	12月5日(木)	TKP 広島平和大通りカンファレンスセンター
福岡	12月6日(金)	TKP カンファレンスシティ博多
札幌	12月9日(月)	TKP 札幌ビジネスセンター
名古屋	12月11日(水)	PwC コンサルティング合同会社名古屋オフィス
東京	12月19日(木)	PwC コンサルティング合同会社丸の内オフィス

※各会場ともセミナー開始 12:30~終了 17:30

【申込方法など詳細はこちら】

「企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業」

<https://management-project.com/seminar/>

【お問い合わせ】

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 (委託先)

担当：谷・中西・茂呂

E-mail info@management-project.com

【トピック2】「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を全国6都市で開催します(参加無料)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢社員を戦力化するための工夫および継続雇用制度・定年延長をテーマに、10月から12月にかけて全国6都市(北海道・東京・富山・大阪・香川・福岡)で、「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を開催しています。【事前申込制・参加無料】

「成長戦略実行計画」で、70歳までの就業機会の確保に向けた検討を進めることが、今年6月に閣議決定されました。このシンポジウムでは、学識経験者による講演や先進的な企業の人事責任者などによる好事例の発表、学識経験をコーディネーターとするパネルディスカッションを行います。また、具体的な定年延長などの進め方、高齢者の活躍の促進(戦力化)について、来場者の皆さまとともに考えます。

【開催日程】

申し込み方法などの詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

東京 11月13日(水) 13:00~16:00 イイノホール

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/om5ru8000000ceq3-att/q2k4vk000002m3d7.pdf>

福岡 11月28日(木) 13:00~16:30 JR九州ホール

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/fukuoka/elderlyseminar.html>

大阪 12月3日(火) 13:00~16:10 ドーンセンター

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/osaka/q2k4vk000002mnbf.html>

■シンポジウムのご紹介(高齢・障害・求職者雇用支援機構)

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/symposium.html>

北海道 10月18日(金)、富山 10月25日(金)、香川 10月29日(火)の開催の

様子は、今後、啓発誌「エルダー」にてご紹介する予定です。

■「エルダー」のご紹介(高齢・障害・求職者雇用支援機構)

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/elder/index.html>

【トピック3】「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中!
(参加無料) ~全国47都道府県で開催しています~

厚生労働省は、事業主、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方などを対象に、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー参加者を募っています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策」、「取組事例紹介」など具体的事例を交えて、分かりやすく紹介します。セミナー参加者には、すぐに使える、取り組みカレンダー（B3判）をプレゼントします。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【セミナー概要】

- ・開催地域：全国 47 都道府県
- ・開催回数：64 回（予定）
- ・定員：各回先着 100 人程度

【申込方法など詳細はこちら】

過重労働解消のためのセミナー

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

[LINE からの申し込みはこちら]

アカウント名：過重労働解消セミナー事務局

LINE ID @kaju-seminar

アカウント URL <http://nav.cx/67Lz2iS>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業 過重労働解消のためのセミナー事業事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9：00～17：00（月～金）

E-Mail kaju-seminar@lec-jp.com

【トピック4】労働条件をめぐる悩み不安・相談は「労働条件相談ほっとライン」へ～平日夜間・土日祝日に、無料の電話相談を実施中（9言語で対応）～

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働、過重労働による健康障害や賃金不払残業など、労働基準関係法令に関わる問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例の説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。

電話相談は、労働者・使用者を問わず誰でも無料で、全国どこからでもご利用できます。匿名での相談も可能です。

また、日本語（フリーダイヤル：0120-811-610）の他に、8か国語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語）に対応しています。詳しい開設日や開設時間については、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

■若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組（相談体制・情報発信など）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

■労働条件相談「ほっとライン」に相談してみよう！

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■確かめよう労働条件

相談機関のご紹介（外国人労働者向け）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

労働条件に関する総合情報サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

【トピック5】新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？
～労働に関するセミナーや専門家が個別訪問・支援を行います（無料）～

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主の方を対象に、労働関係法令や労務管理の実務について学べるセミナーや個別訪問・支援を行っています。【事前申込制・無料】

【セミナー内容】

セミナーでは、労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールに加え、今年4月から始まった働き方改革に関する新たなルールについても分かりやすく説明します。

参加者には、「やさしく分かりやすく」編集したテキストなどを無料で配布し、社会保険労務士などの労働法の専門家がその内容について丁寧に解説します。
また、11月以降のセミナー追加開催を決定しました。開催地など詳細は、下記ホームページに順次掲載します。

【個別訪問・支援】

希望される事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを無料で行います。

労働トラブルを防ぐためには、労働関係法令の内容を理解し、ルールに沿った労務管理を行うことが大切です。セミナーと個別訪問・支援を活用し、トラブルを未然に防ぎ、働く人が集まり、定着するような職場環境を整えましょう！

最新の情報は、以下のウェブサイトに掲載しています。皆さまのお申し込みをお待ちしています。

【お申込など詳細はこちら】

ランゲート株式会社（委託先）

京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話 075 (741) 7862 ※受付時間 9:00~18:00（月~金）

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyou/index.html>

【トピック6】「両立支援等助成金」で、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を応援します！

厚生労働省では、育児・介護などと仕事の両立支援に取り組む事業主の方に、「両立支援等助成金」を支給しています。育児・介護による離職を防ぐ職場環境づくりを進めたいと考えている事業主の皆さま、優秀な人材を確保・定着させるために、ぜひこの助成金をご活用ください。

「両立支援等助成金」の主なコースは、以下の通りです。

■ 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業などを取得させた事業主に支給します。

■介護離職防止支援コース（対象：中小企業事業主）

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づいて労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）を導入して利用者が出た場合、中小企業事業主に支給します。

■育児休業等支援コース（対象：中小企業事業主）

「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づいて労働者の円滑な育休取得・職場復帰に取り組んだ場合、育休取得者の代替要員を確保して育休取得者を職場復帰させた場合、復帰後仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者の支援に取り組んだ場合、中小企業事業主に支給します。

■再雇用者評価処遇コース（カムバック支援助成金）

妊娠・出産・育児・介護または配偶者の転勤などを理由とした退職者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に支給します。

【支給のための詳しい要件などについてはこちら】

両立支援等助成金 支給申請の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000539051.pdf>

【トピック7】11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です

厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会では、11月を新たに「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、大企業などの働き方改革に伴う「しわ寄せ」の防止に向けた集中的な取り組みを実施しています。

4月から働き方改革関連法が順次施行され、大企業に対しては、時間外労働の上限規制が適用されています。これにより、大企業・親事業者による長時間労働の削減などの取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業・親事業者の事業主の皆さま、発注や調達部署の責任者・担当者の皆さま

、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

【詳細はこちら】

「しわ寄せ」防止特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/shiwayoseboushi/index.html

【トピック 8】「働き方・休み方改革シンポジウム」参加者募集中！（参加無料）

4月から働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制（中小企業を除く）や年次有給休暇の年5日の確実な取得が開始されています。また、中小企業には、来年4月から時間外労働の上限規制が適用されます。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントや実践的な取組内容をご紹介します。企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革に関心をお持ちの方など、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

札幌	11月26日（火）	札幌国際ビル 国際ホール
仙台	12月10日（火）	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台東口 ホール 10A
高松	12月13日（金）	高松センタービル TCB ホール（大ホール）

※開催時間は、いずれも 13:30～16:30 を予定しています。

■「働き方・休み方改革シンポジウム」概要リーフレット

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/pdf/symposium/2019/00.pdf>

【申込方法など詳細はこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

【トピック 9】「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を11月から全国4都市で開催します（参加無料）

4月から働き方改革関連法が順次施行され、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となっています。厚生労働省では、労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保しようとする勤務間インターバル制度の導入を進めていくため、「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を11月から全国4都市で開催します。

このシンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、勤務間インターバル制度の意義や、勤務間インターバル制度を円滑に導入するための方策などをご紹介します。また、従業員の休息時間の必要性、睡眠時間と生産性の関係など医学的見地からの説明も予定しています。企業の人事労務担当者や勤務間インターバル制度にご関心をお持ちの方など、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

名古屋 11月20日(水) TKP ガーデンシティ栄駅前
東京 11月21日(木) TKP 品川カンファレンスセンター
福岡 12月12日(木) TKP ガーデンシティ博多新幹線口
大阪 12月17日(火) TKP ガーデンシティ大阪梅田

※開催時間は、いずれも13:30~16:30を予定しています。

■「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」概要リーフレット

https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/pdf/20190927_1.pdf

【申込方法など詳細はこちら】

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

【トピック 10】 「イクメン企業アワード2019」・「イクボスアワード2019」の受賞企業・受賞者を決定しました ~11月15日開催の「イクメン推進シンポジウム」で表彰~

厚生労働省では、このたび、「イクメン企業アワード 2019」の受賞企業と「イクボスアワード 2019」の受賞者を決定しました。

これらのアワードは、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」の一環として、働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備を目的に、模範となる企業や個人を表彰するものです。

アワードの表彰式は、11月15日（金）に開催する「イクメン推進シンポジウム」の中で実施します。シンポジウムでは、受賞企業の取り組み紹介、有識者と受賞企業の経営者を交えたパネルディスカッションなども行います。人事労務ご担当者や経営者、男性の仕事と育児の両立に関心のある方々のご参加をお待ちしています。

【事前申込制・参加無料】

■「イクメン推進シンポジウム」概要

日時：11月15日（金） 13:00～15:40 ※開場は12:30

場所：大手町プレイスカンファレンスセンター（東京都千代田区大手町2-3-1）

【参加申し込みなど詳細はこちら】

「イクメンプロジェクト」公式サイト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/symposium2019/>

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

●当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

●登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====